

## 南伊勢町地域活性化センター助成事業補助金交付要綱

### (趣旨)

第1条 この告示は、一般財団法人地域活性化センター(以下「センター」という。)が定める各助成事業の実施要綱(以下「実施要綱」という。)に基づき助成の決定又は内示(以下「助成決定等」という。)を受けた事業に対し、予算の範囲内で南伊勢町地域活性化センター助成事業補助金(以下「補助金」という。)を交付するものとし、その交付に関しては南伊勢町補助金等交付規則(平成17年南伊勢町規則第57号)に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

### (補助対象事業)

第2条 補助金の交付の対象となる事業(以下「補助対象事業」という。)は、実施要綱に基づき、センターから助成決定等を受けた事業とする。

### (補助対象事業の選考)

第3条 補助金の交付を受けようとする者(以下「申請者」という。)は、補助対象事業を実施する予定年度の前年度において町長が指定する日までに、実施要綱に基づき必要な書類を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の規定により書類の提出があったときは、その内容を審査し、実施要綱の規定に適合する事業と認めたときは、センター理事長に対し、補助対象事業に係る申請を行うものとする。ただし、申請件数に制限がある場合は、順位を決定し、上位の団体の申請を優先するものとする。

3 町長は、前項の規定により申請した補助対象事業について、センター理事長から助成決定等に係る通知を受けたときは、その結果を速やかに当該申請者に通知するものとする。なお、同項ただし書の規定により申請しなかった場合は、その旨を通知するものとする。

### (補助対象団体)

第4条 補助金の交付の対象となる団体(以下「補助対象団体」という。)は、前条第3項の規定によりセンター理事長が助成決定等をした補助対象事業を実施する団体又は連合体とする。

### (補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助対象事業に要する経費のうち、実施要綱に規定する経費とする。

### (補助金の額)

第6条 補助金の額は、実施要綱に基づき、センター理事長が決定する額とする。

(補助金交付の申請)

第7条 補助金の交付を申請する者(以下「申請者」という。)は、補助金交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、町長に申請しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 収支予算書
- (3) その他必要となる書類

(交付の決定)

第8条 町長は、前条の規定による申請があったときは申請の内容を審査し、適當と認めたときは、補助金の交付を決定し、補助金交付決定通知書(様式第2号)により申請者に通知しなければならない。

(交付申請内容の変更等)

第9条 町長は、前条の規定による補助金の交付の決定を受けた者(以下「補助金交付決定者」という。)が、補助金の交付の申請の内容を変更し、又は補助金の交付を中止しようとするときは、事業計画変更(中止)承認申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて町長に申請し、承認を受けなければならない。

2 町長は、前項の規定により申請があった場合において、審査の上、適當と認めたときは、事業計画変更(中止)承認通知書(様式第4号)により補助金交付決定者に通知しなければならない。

(事業実績報告書)

第10条 補助金交付決定者は、事業が完了したときは、事業実績報告書(様式第5号)に次に掲げる書類を添えて、町長に報告しなければならない。

- (1) 事業報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 取組の写真
- (4) その他必要と認めるもの

(補助金の額の決定)

第11条 町長は、前条の事業実績報告書の提出があったときは、事業実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付確定通知書(様式第6号)によりその旨を補助金交付決定者に通知しなければならない。

(補助金の請求)

第12条 前条の規定により補助金の交付額の確定通知を受けた補助金交付決定者は、補助金請求書(様式第7号)により町長に請求しなければならない。

(補助金の概算払)

第13条 前条の規定にかかわらず、町長は、補助事業の目的を達成するため特に必要があると認めるときは、補助金を概算払することができる。

2 補助金交付決定者が前項の規定により概算払を請求するときは、補助金交付決定通知書の写しを添えて、補助金概算払請求書(様式第8号)により町長に請求しなければならない。

3 概算払により交付した補助金の額と第12条の規定により通知した額とに過不足を生じたときは、速やかにこれを精算するものとする。

(補助金受領の委任)

第14条 前2条の規定により補助金交付決定者以外の者が補助金又は補助金概算払を受領する場合には、補助金受領に関する委任状(様式第9号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還等)

第15条 町長は、補助金交付決定者がこの告示に基づく指示に違反し、又は虚偽の申請をしたときは、交付すべき補助金の全部若しくは一部の交付を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

(補則)

第16条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。

様式第1号（第7条関係）

補助金交付申請書

年　月　日

南伊勢町長　　様

所 在 地

団 体 名

代 表 者

電 話 番 号

印

南伊勢町地域活性化センター助成事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

1 事 業 名	
2 実 施 期 間	年　月　日 ～ 年　月　日
3 実 施 場 所	
4 事 業 費	円
5 申 請 額	円
6 添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> その他（ ）

様式第2号（第8条関係）

第  
年  
月  
号  
日

補助金交付決定通知書

様

南伊勢町長

印

年　　月　　日付けで申請のあった南伊勢町地域活性化センター助成事業補助金の交付については、次のとおり決定したので通知します。

1 事業の名称	
2 補助金交付決定金額	円
3 補助条件	(1) この補助金は、第2条に掲げる事業のために交付するものであり、目的外への使用は一切しないこと。 (2) 町の監査を求められたときは、関係書類を提示すること。 (3) 不正な方法により補助金の交付を受けたことが判明した場合には、補助金交付の決定が取り消され、交付された補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。 (4) 補助事業が完了したときは、定められた期限までに事業実績報告書及び収支決算書を町長に提出すること。

様式第3号（第9条関係）

事業計画変更（中止）承認申請書

年　月　日

南伊勢町長　　様

所 在 地

団 体 名

代 表 者

印

電 話 番 号

年　月　日付けで交付決定通知のあった補助金対象事業を次のとおり変更したいので申請します。

1 事業の名称		
2 変更理由		
3 事業の内容	変更前	変更後
4 変更後の補助金交付申請額	変更前	変更後
	円	円
5 添付書類	<input type="checkbox"/> 事業計画書 <input type="checkbox"/> 収支予算書 <input type="checkbox"/> その他 ( )	

様式第4号（第9条関係）

第  
年  
月  
日  
号

事業計画変更（中止）承認通知書

様

南伊勢町長

印

年　　月　　日付けで申請のあった補助金対象事業の変更承認申請については、  
次のとおり承認するので通知します。

1 事業の名称	
2 承認内容	
備 考	

様式第5号（第10条関係）

事業実績報告書

年　月　日

南伊勢町長　　様

所 在 地  
団 体 名  
代 表 者  
電 話 番 号

印

南伊勢町地域活性化センター助成事業補助金の実績を次のとおり報告します。

1 事 業 名	
2 実 施 日	年　月　日 ～ 年　月　日
3 実 施 場 所	
4 事 業 費	円
5 補 助 金 額	円
6 添 付 書 類	<input type="checkbox"/> 事業の成果等 <input type="checkbox"/> 収支決算書 <input type="checkbox"/> その他（ ）

様式第6号（第11条関係）

第 年 月 日	補助金交付確定通知書
様	
南伊勢町長 印	
年　　月　　日付け 第　　号により決定した南伊勢町地域活性化センター助成事業補助金の交付については、次のとおり確定したので通知します。	
1 事業の名称	
2 補助金交付決定金額	円
3 補助金交付確定金額	円

様式第7号（第12条関係）

## 補助金請求書

年　月　日

南伊勢町長　　様

所在 地

団体名

代表者

印

電話番号

年　月　日付け　　第　　号で額の確定を受けた南伊勢町地域活性化センター助成事業補助金について、南伊勢町地域活性化センター助成事業補助金第12条の規定により、次のとおり請求します。

1. 請求金額　¥　　円

2. 請求額の内訳

事業名	交付決定額	額の確定で通知した金額①	概算払で受領している額②	差引請求額 ①-②
合計				

3. 補助金の振込先

金融機関名：　　支店名：　　口座種目：

口座番号：　　口座名義人：

振込先の口座名義人が請求者と異なる個人の口座の場合、補助金受領に関する委任状（様式第9号）の提出が必要となります。

様式第8号（第13条関係）

## 補助金概算払請求書

年　月　日

南伊勢町長　　様

所 在 地

団 体 名

代 表 者

印

電 話 番 号

年　月　日付け　　第　　号で交付決定を受けた南伊勢町地域活性化センター助成事業補助金について南伊勢町地域活性化センター助成事業補助金交付要綱第13条の規定により、次のとおり請求します。

1 事業の名称：

2 補助金の概算払を請求する理由：

3 交付決定額　　円

4 請 求 額　　円

5 補助金の振込先

金融機関名：　　支店名：　　口座種目：

口座番号：　　口座名義人：

振込先の口座名義人が請求者と異なる個人の口座の場合、補助金受領に関する委任状（様式第9号）の提出が必要となります。

様式第9号（第14条関係）

補助金受領に関する委任状

年　月　日

南伊勢町長　　様

委任者　　住所　〒

団体名

代表者氏名　　印

(連絡先電話番号　　)

年　月　日付けにてその支払を請求いたしました南伊勢町地域活性化センター助成事業補助金に係る支払については、下記の者にその受領を委任いたします。

記

1 補助金の支払方法：　　概算払・精算払（該当のものを丸で囲む。）

2 受領委任を行う補助金の金額：　¥　　—

3 受任者　　住所

氏名

団体内の職名等

4 振込先口座　　金融機関名

支店名

口座種目

口座番号

口座名義人\*

\*振込先が個人口座の場合、受任者の氏名と口座名義人の氏名が同一のものとしてください。